

体罰の会 御中

2011年3月29日

御通知

福岡県弁護士会
会長 市丸信敏



謹啓

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、貴会よりご提案いただいた公開討論会ですが、残念ながらお受けすることは出来ません。

体罰は学校教育法で厳に禁止されています。

学校教育法第11条 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、学生、生徒及び児童に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

法で禁じられている体罰は、暴行罪（刑法208条）に、また怪我をさせた場合は傷害罪（同204条）に該当するものであり、許容される余地はありません。

当会と致しましては、体罰をいかになくすかの観点での討論会であればご快諾申し上げますところではありますが、体罰が是か非かについては議論の余地はないものと思料いたしております。

あしからずご了解いただければ幸甚です。

謹白